

SAGA 2024

国スポ・全障スポ
新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

第78回国民スポーツ大会
馬術競技会

出店者募集要項



実施名称 第78回国民スポーツ大会（SAGA2024）馬術競技会

実施日時 2024年10月9日(水)～10月13日(日)
各日9:00～17:00
※入場日は10月6日(日)～8日(火)

実施会場 三木ホースランドパーク
〒673-0435
兵庫県三木市別所町高木三木ホースランドパーク



主催 公益財団法人日本スポーツ協会／文部科学省／佐賀県／
公益社団法人日本馬術連盟

SAGA 2024 国ス ポ 全障ス ポ

新しい大会へ。すべての人に、スポーツのチカラを。

国体から国スポへ

平成30年(2018年)6月13日に、「国民体育大会」の名称を2023年から「国民スポーツ大会」に変更する「スポーツ基本法の一部を改正する法律」が国会において成立しました。

令和6年(2024年)に開催される佐賀県大会は、国民体育大会の名称が「国民スポーツ大会」に変わる最初の本大会となります。

また、改正スポーツ基本法の成立を受け、日本スポーツ協会は大会の略称を長年親しまれてきた「国体」から「国スポ」に変更しました。

新しい大会へ。 すべての人に、スポーツのチカラを。

2024年、国体が「国スポ」に生まれ変わる。佐賀は、そのはじまりの地。体育からスポーツに変わる、今だからできることは何か。みんなで、高い志で、知恵と力を出し合っていけば、新しい大会、そしてスポーツ文化の新時代をつくることができる。そう信じています。すべての人にスポーツのチカラを届ける、新しい大会へ。ぜひ一緒に。



出店日時 2024年10月9日(水)～10月13日(日)の5日間
(出店時間)
・10月9日～10月12日 9:00～17:00
・10月13日 9:00～14:00

募集数 一般ブース/15店程度 キッチンカー/10店程度

出店場所 三木ホースランドパーク 馬事センター中庭

申込期間 2024年7月24日(水)～2024年8月26日(月)まで

応募条件

- ・ SAGA2024の趣旨に賛同し一緒に会場を盛り上げていただける方
- ・ 競技会開催日に出店いただける方
- ・ 出店ルールを守って出店いただける方
- ・ 佐賀県の名産品を盛り込んだメニューを検討いただける方
※飲食カテゴリーの方のみ
- ・ 兵庫県の営業許可をお持ちの方
※飲食カテゴリーの方のみ
- ・ P4に記載の出店者の条件を満たす方

出店料 テント：3,000円/日 キッチンカー：1,000円/日
※出店料の決済はクレジットカード決済を想定しています。

出店仕様

[一般ブース]

- ・ 出店テント(W:5400mm*D:3600m)×1張
- ・ 長机(D:450mm*W:1800mm)×最大4卓
- ・ パイプ椅子×最大2脚
- ・ ブース看板

[キッチンカー]

- ・ 車両1台分のスペース

申込方法 下記URL、またはQRコードから必要事項を入力しお申込みください。
<https://pro.form-mailer.jp/fms/a888a4de307122>



第78回国民スポーツ大会馬術競技会 | 出店までのスケジュール

1

**2024年8月26日(月)まで
申込フォームより出店申込**
必要事項をご入力の上申込フォームよりお申込みください。
なお、飲食関係については営業許可が必要となります。

2

**2024年9月2日(月)ごろ
出店決定/入金のご連絡**
お申込み内容を主催者で検討し出店のご連絡を送付します。
ご連絡はお申込み時に登録したメールアドレスにお送りします。

3

**2024年9月中旬ごろ
出店案内、車両証のご連絡**
出店における必要事項を記載した案内と車両証を送付します。
出店エリアへの搬出入には台数分の車両証が必要です。

出店

お申込みにあたって必要なもの

- ・ 出店者名
- ・ 出店担当者
- ・ 出店担当者のメールアドレス
- ・ 出店担当者の住所
- ・ 出店風景写真/営業許可証(現地調理が伴う飲食の方)のアップロード
- ・ 保健所からの事前確認を受けたことが分かる書類、もしくは保健所が発行する許可書の写し(保健所への許可申請が必要な場合)
- ・ 売店等出店料免除申請書 ※出店料の免除を受けようとする場合のみ
- ・ 暴力団等でないことなどに関する誓約書兼承諾書

出店にあたっての問い合わせ

SAGA2024馬術競技会出店関連窓口(ラジオ関西内)
担当者:萩尾

e-mail:hagio@jocr.jp

連絡先:090-5873-4133



SAGA2024実行委員会は大会運営の一部である売店等募集に関してSAGA2024馬術競技会事業共同企業体（幹事：株式会社ラジオ関西）に業務を一任しています。

出店者の条件

出店者は次の全ての条件を満たす者とします。

- ・記載された出店時間、等を遵守できること。
- ・法令等により許可又は登録を必要とする営業は、当該許可又は登録を受けていること。
- ・販売品目の販売において、申請時点から起算して過去1年以内に、法令等に違反して処分を受けていないこと。
- ・佐賀県暴力団排除条例(平成23年佐賀県条例第28号)第2条第4号に規定する暴力団等(以下「暴力団等」という。)ではないこと。
- ・その他関係法令等に適合していること。
- ・実行委員会の指示に従うことができること。

会場への搬出入

[搬出入可能時間] 8:00~8:30、17:00~18:00（予定）

※搬入開始は10/7,10/8を予定しています。

- ・会場内への進入時は主催者から発行された車両証をダッシュボードに置いてください。
- ・進入ルート、駐車場所(1店1台)は出店決定後に送付する出店案内をご覧ください。

出店、販売品に関して

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- ・国スポ関連グッズ
国民スポーツ大会標章、SAGA2024ロゴ及びピクトグラム等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は実行委員会に使用承認を受けているもの。
- ・特産品等
佐賀県及び兵庫県三木市の特産品等(アルコール飲料及び危険物については実行委員会の特産品と認めた物に限る)。なお、食品を取り扱う場合には下記飲食物と同様の取り扱いとする。
- ・スポーツ用品
- ・飲食物
[製造加工品]食品衛生関係法令に規定する営業許可施設において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。
[現場調理品]売店等において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設において下処理されたものを、提供直前に加熱処理をおこなう程度とする。
- ・宅配便
- ・その他実行委員会が特に必要と認めたもの

衛生・現状回復に関して

- ・出店により発生したゴミは、必ず各自お持ち帰りください。
- ・会場内の植栽・排水溝にゴミ・油・器具等の廃棄をしないでください。
- ・出店者は、会場施設を汚さぬよう十分に注意し、出店場所周辺に汚れが生じないよう段ボールなどによる養生を必ず行ってください。
- ・出店に必要な機材、造作等全て出店者負担とし終了後は原状回復してください。

食品の取り扱いにおける注意事項

食品を取り扱う団体は、必ず出店応募時に詳細をご入力ください。事前に食品を取り扱う旨の届け出がされていない場合は、食品の提供をお断りします。衛生を確保するため兵庫県食品衛生法基準条例に準じて下記の設備を設けることとしています。出店時は下記準備物を必ずご用意ください。出店により発生したゴミは、必ず各自お持ち帰りください。

- ・流水式の手洗い設備(コック付きポリタンク)
- ・温度計を備えた冷蔵設備
- ・手指の消毒設備
- ・不浸透性材料で作られた廃棄物容器(蓋付き)

安全にイベントを実施するため、特に食品の取り扱いを衛生的に行ってください。

- ・食品を取り扱う前には、必ずせっけんと消毒液で手を洗ってください。特に、消毒液やペーパータオルは各店で用意してください。
- ・用後は、必ず十分に手を洗ってください。
- ・加熱調理するメニューにしてください。なお、加熱の際には十分に火を通してください。
- ・下痢など体調の悪い人は、調理をしないようにしてください。
- ・食品を取り扱う人と、お金を扱う人は区別してください。区別できない場合は、お金を扱った後は必ず手を消毒してください。
- ・それぞれの食品・原材料に応じた保管をしてください。
- ・販売の際に消費者に、食品は持ち帰らずに、その場で喫食するよう注意を促してください。

火気器具の使用に関して

- ・ガスコンロ等を使用する場合は、新規格の業務用消火器を必ず設置してください。
- ・プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、必要に応じて転倒しないよう鎖等で固定してください。また、火気とは2m以上離して管理してください。
- ・テント内にて使用する機器は、防火防災材を使用してください。
- ・発電機を使用する場合も消火器を各自でご用意ください。

出店料の免除について

次のいずれかに該当する者は、出店料を免除することができます。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店等出店料免除申請書をSAGA2024馬術競技会出店関連窓口へ提出し、免除の決定を受けてください。

- ・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)に規定する障害者就労施設等
- ・ 特産品のP R等公共目的を持って出店する国又は地方公共団体
- ・ 実行委員会において特に必要と認められた者

※出店料免除申請書はSAGA2024馬術競技会出店関連窓口にお問い合わせください。

出店者の選定及び出店許可証の交付

- ・ 営業経験等を考慮し、出店が適当と認められた場合に、売店等出店許可決定通知書を交付します。
- ・ 予定する出店数を超えた場合は、出店内容や出店品目等を考慮して選定します。これによりがたい場合は抽選により選定します。
- ・ すでに納付された出店料は基本的に還付しません。
- ・ 売店等出店許可決定通知書に記載の条件を満たしている場合に大会当日の出店を認めることとし、売店等出店許可証を交付します。
- ・ 出店を許可しないときは、当該申請者に対してその旨を文書にて通知します。

許可の取り消し

出店者が次のいずれかに該当したときは、売店等出店許可を取り消す場合があります。この場合、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び出店料の返還を請求することはできません。

- ・ 関係法令等に違反したとき。
- ・ 出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- ・ 保健所等からの行政指導等があったとき。
- ・ 生産物賠償責任保険の証書等の写しを提出しなかったとき。
- ・ その他、実行委員会が売店等の運営管理等において不適当と認められたとき。

管理責任

売店等における販売品及び備品等の管理は出店者の責任とし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負いません。

禁止事項

- ・ 出店者の権利を第三者に譲渡又は転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- ・ 商品を不当な価格で販売すること。
- ・ 指定された場所以外で立ち売り又は呼び込み販売をすること。

- ・ 指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。
- ・ アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が特産品と認められたものはこの限りではない。
- ・ 許可された品目以外の物を販売すること。
- ・ 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- ・ 指定された目的や指定場所以外で火気を使用すること。
- ・ 会場施設の付帯設備(電源等)を使用すること。(電源が必要な場合は発電機をお持ち込みください。)
- ・ その他、大会運営に支障があるような行為をすること。

遵守事項

- ・ 店頭の見やすい位置に、売店等出店許可証を掲示してください。
- ・ 売店等及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは出店者で持ち帰り、常に環境美化に努めてください。
- ・ 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示してください。
- ・ 売店等の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示できません。
- ・ 販売品等の搬入搬出等に使用する車両には、交付する駐車許可証を掲示してください。
- ・ 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了してください。
- ・ 服装は、清潔で従業員であることが確認できる衣服を着用し、接客にあたっては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけてください。
- ・ 飲食物を販売する場合は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従ってください。また、ブース内にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとり、ごみは出店者にて持ち帰ってください。
- ・ 調理等に必要な電気、ガス及び水については、出店者で準備してください。
- ・ 出店に伴い、汚水等が発生する場合は、出店者の責任で適切に処理を行い、持ち帰ってください。

売店等責任者

- ・ 出店者は、当該従事者の中から売店等責任者を定め、売店等設置期間中常駐してください。
- ・ 出店者は、売店等責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告してください。
- ・ 売店等責任者は、実行委員会の指示に従い、当該売店等の管理運営にあってください。
- ・ 食品を取り扱う売店等責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めてください。

事故等発生時の対応

- 売店等において、事件、事故等が発生したとき、売店等責任者は初期対応にあたるとともに、直ちに実行委員会に報告し、その指示に従ってください。
- 売店等において、不審者又は不審物を発見したときは、売店等責任者は直ちに実行委員会に報告し、その指示に従ってください。

損害賠償

- 出店者(従業員を含む。)は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとします。
- 出店により生じた第三者への損失補償に備え、生産物賠償責任保険(飲食物販売のみ)に加入(※)し、証書等の写しを別途指定する期日までに提出してください。
(※)出店者名義で補償内容が各1億円以上の保険に加入すること。

補填及び補償

- 出店者は、出店者が当初に予定していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を実行委員会に請求することはできません。
- 出店者は、天候不良(自然災害を含む。)等、実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店の準備に要した経費等(出店料を含む。)の補償を実行委員会に請求することはできません。

個人情報の取扱い

本件に関し収集する個人情報は、実行委員会が売店等設置運営のためにのみ使用するものとし、その他の目的には使用しません。